

支配の正当性と合法性：マックス・ウェーバーの支配社会学における一問題

余宮， 道德

<https://doi.org/10.15017/2543817>

出版情報：哲学年報. 16, pp.186-207, 1954-11-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

支配の正當性と合法性

—— マックス・ウェーバーの支配社會學における一問題 ——

余 宮 道 徳

やや誇張した表現が許されるならば、われわれの全日常生活はさまざまの支配形象の複合であるということができよう。これはいささか奇異に響くかもしれないが、それはわれわれが「支配」(Herrschaft) という言葉に含まれたかの特種な意味を聯想しやすいためである。もちろん、統治といふ政治というも、ここでいう支配の範疇に屬するのは當然であるが、しかしそれは支配の一つの——しかし恐らく最も重要で、かつ代表的な——場合であるにすぎない。『いかなる具體的内容にも關係しない最も一般的な概念として把えた場合、「支配」ということは社會行爲の最も重要な要素の一つである。なるほ

ど一切の社會行爲が支配的構造を示すわけではない。しかし一寸氣付き難いような場合でさえ、支配は殆んどあらゆる種類の社會行爲において極めて重要な役割を果している。たとえば言語の共同體においてもそうである。ある方言が政令によつて政治的支配經營の官廳用語に擧用されて、文書上の大きな統一的言語共同體の發展に決定的に寄與することが非常に多いし(ドイツにおいて然り)、また逆に政治上の分裂が行われる場合には、それに對應する言語の分化が確乎不動のものとなることも同様に屢々ある(ドイツに對するオランダ)。そればかりではない。なかに「學校」で行われる支配は、公式

の學校用語の様式とその優越とを最も持續的に、また最も決定的に確定する。社會行爲の例外なくすべての領域には、支配形象による深甚な影響が認められる。⁽¹⁰⁾これはウェーバーが『經濟と社會』の第三部で、その詳細な體系的歴史理論的分析を試みるに當つて、冒頭に筆を執つた言葉である。かようにして人間の社會生活の重要な側面とされた支配の構造は、ウェーバーに社會・文化の構造の統一的・體系的把握のための據點を提供する。

支配はもとより支配者（したがつて單に一時的支配關係に止まらず、支配團體の成立を見る場合には、支配者の行政幹部をも含む）と被支配者との命令・服従の關係であるが、その永續的存立の保證は、單に支配者側からする強制、服従者の側における單に物質的または單に情緒的あるいは單に價值合理的な服従の動機からは與えられない。それどころか、あらゆる「支配」は自己に對する「正當性」への信念 (Legitimitätsglaube) を服従者に要求する。これがそれが支配の確實な基礎をなす

支配の正當性と合法性

からである。ウェーバーにおける支配の類型構成は、この「正當性の要求」(Legitimitätsanspruch) に基づいて行われるのであるが、それはいかなる種類の正當性が要求されるかによつて、服従やそれを保證するに當る行政幹部の類型、および支配行使の性格が根本的に異なるからなのである。⁽¹¹⁾

それならば、この支配の「正當性」(Legitimität)とはウェーバーにおいていかなる意味および概念内容を與えられているのであるか、また今日歴倒的に行われる合法的支配の基礎として「合法性」(Legalität)とすることがウェーバーにおいていわれるが、これは「正當性」といかなる關係に立つものであるか——こうしたウェーバーの支配社會學の類型學的展開の底に横たわる「*Urbe-griffe*」そのものの問題を解明することが、以下私の當面の課題である。⁽¹²⁾

(1) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Grundsiss der Sozialökonomik, Abt. III, 3. Aufl. 1947, S. 603.

ferner zu vgl. S. 123. (Wirtschaft und Gesellschaft を以て W. u. G. と略記す。)

(二) Zu vgl. Ebenda S. 122 f.

(三) 従来、ウェーバーの「正當性」および「合法性」の概念について ad hoc に取扱つた文献を寡聞にして知らないのであるが、最近ウェーバーの『科學論論集』第二版(一九五一年)の監修者であるヨハネス・ザインケルマンが周到な批判的分析を公刊した (Johannes Winckelmann, Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie, Tübingen 1952)。本稿はこれに據るところが多い。

一

周知の通り、ウェーバーの理解社會學は人間の(社會的)行為の經驗科學として、理解されうる人間の(社會的)行為(態度)のもつ意味の解明の仕方に關する類型論を展開し、これを認識目的のための手段として利用する。そのティポロギーにおいては、行為者自身によつてその行為に結びつけられた意味、したがつてその經驗的

な意味志向性が認識され理解されるべきなのであつて、決してドグマティッシュに「正しい」意味とか客觀的に妥當する意味とか、または哲學的思辨に基づく「眞の」意味とかが認識されるべきなのではな⁽¹⁾。ウェーバーにおける諸支配構造の分析もまたかかる認識態度を堅持する。

したがつて斷るまでもなく彼の支配社會學はその經驗的、理解社會學の一環として、その全構成の中に組入れられてゐる。そこで、ウェーバーは「正當性」の概念をまず第一に自然法から、つまり自然法(„präeminente Geltung“)——合理的法規(實定法: „positives Recht“)と云うアンティテーゼの觀點の下に理解したと假定するのは、確かにザインケルマンの説くごとく誤りである⁽²⁾。そうではなくて、彼は「正當性妥當」(Legitimitätsgehaltung)の理解を諸支配構造の考察からのみなしたと看做すのが正し⁽³⁾。

先にも觸れたように、ウェーバーが支配の經驗的分析の中軸に据えたものは、支配の基礎としての(有效に要

求され、事實的に存在する（典型的な正當性の信念であつた。この點を彼は「正當的支配の三純粹型」というテーマの下に論及したわけである。^(四)

ところで支配の諸構造類型やそれらに各々特徴的に見出される正當性の基礎を詳細に追究するためには、「支配」の範疇をまず第一に構成する（意味志向的な）社會的行爲に着目するのになければならない。これがいわゆるウェーバーの社會行爲説のアトミズムの本領である。

彼によれば「社會的行爲」は四種（目的合理的、價值合理的、感動的、傳統的）の仕方で規定されるものとして類型的に理解されたのであるが、^(五)これについてはもはやここで繰説するを要しない。ただ注意すべきは、ウェーバー自身再三附言しているように、^(六)これらは概念的に純粹な類型」にすぎないのであつて、現實の具體的な行爲がこれらの類型のいずれか一つのみ完全に類別しえられるというのではないということである。つまりここに構成された類型は極限概念（Grenzbeff）^(七)したがつて

支配の正當性と合法性

思惟形象（Gedankengebilde）であることを銘記すべきである。

さて、かかる基礎的類型としての社會的行爲（とくに社會關係）は、當事者の側からすれば、ある正當的秩序が存立するという表象（Vorstellung）をめやすとして行われうるのであるが、このことが事實起るといふチャンス（および程度）が、社會學的—經驗的意味における當該秩序の妥當（Gelting）を與えるわけである。^(七)そこで社會學は次の課題を自己に附する。すなわち、正當なものとして妥當する一定の秩序が存立するという表象に行爲がどういふ仕方で、またどの程度に事實、上方向づけられてゐるかを確かめ、さらに「その思念された意味に従つて」、經驗的人間により類型的な仕方で行われ、まだ行われてきた「正當性の諒解」（Legitimitätseinerständnis）^(八)を確認するのである。ここに於いて、かの社會的人間態度のもつ可能的意味の分類シェーマは、ウェーバーにあつてはいまや社會的秩序の正當性類型とまつ

たく不可分のな關係に立つのである。つまり社會的秩序の經驗的な正當性妥當の類型學は、社會的行爲の類型學から *gedanklich* に展開される。

(社會學的觀點からすれば)、ある秩序に「正當的妥當が歸屬され」るのは行爲者たちによるのであるが、この場合秩序の妥當根據としては類型的に、傳統・信念・法規が擧げられる。^九 こうした秩序の經驗的妥當根據の類型が、ウェーバーの場合、經驗的に可能な(純粹な)正當的支配形態の類型構成に基礎を提供しているのである。それ故社會學的な正當的支配類型に關する思考的展開は、支配者と被支配者との行爲を方向づける(經驗的な)正當性の表象を意味解明的に類型化することによつて行われるのである。

さてウェーバーによれば、正當的支配には純粹型としては原理上三つの類型が存する。(いうまでもなく、これは没價值判斷的に提示される)。これについてはここでやや詳説しておく必要がある。

正當的支配の構造的性格はもつばら、(一)傳統的、(二)リスマ的、(三)合理的な正當性妥當に基づいている。つまり支配の正當性妥當が、(一)合理的な性質をもつ限り——法規化された秩序の合法性、およびこの秩序によつて支配を行使する者の命令權の合法性に對する信念に基づく限り、合法的支配であり、(二)傳統的な性質をもつ限り——古くから行われてきた傳統の神聖やそれにより權威を與えられた者の正當性に對する日常的信念に基づく限り、傳統的支配であり、(三)カリスマ的な性質をもつ限り——ある人物および彼によつて啓示されまたは判告された秩序のもつ神聖さとか英雄的な力とかまたは龜鑑的な資質に對する非日常的獻身に基づく限り、カリスマ的支配なのである。¹⁰⁾ ここで直ちにわかるように、支配の類型構成にもやはり、社會的行爲の志向に見られる類型的な意味方向がめやすとなつているのである。

かようにして、ウェーバーにあつては、行爲類型の諸範疇と正當的秩序の妥當根據の諸範疇と、さらに正當的

支配類型の諸範疇とが相互に内的な一貫性をもつて對應しあつてゐるわけである。けだし、支配類型を決定するものは、當該の正常的妥當の表象に志向する社會的行為だからである。そこで、ウェーバーの支配社會學におけるこうした平行關係をヴィンケルマンによつて圖示するならば、次のようになる。⁽¹¹⁾

一 行爲の類型	二 正當的秩序の妥當根據	三 正當的支配の類型
一、傳統的 二、感動的	一、傳統 二、信念 ④ 價值 ⑤ 啓示、模範	一、傳統的 二、カリスマ的
三、合理的 ④ 價值合理的 ⑤ 目的合理的	三、法規	三、合理的

ところでウェーバーによりかかる平行關係において展開された「正當的支配の三純粹型」は、それらが現實に「純粹に」現れるとすることはまず極めて稀であり、現實に現れる事實上の支配形態を全然把え竭してゐると

性質のものでは決してないのである。社會學はこうした類型概念を用いて妥當の類型的な様式を決定し、さらにその時々々の社會的文化的布置の全體に應じて一體いかなる支配が經驗的に可能であり、または類型的に適合的であると期待されるべきか、また支配秩序のどの部分がさしあつてどの構造類型に接近するか、⁽¹¹⁾を擧示しようにすぎないのである。

(1) W. u. G., S. 1 (Vorben. und § 1, I, 1); S. 13 (§ 3, Erl. 2)

(11) Johannes Winckelmann, Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie, S. 25, (マックス・ウェーバーの書を以下單に Winckelmann と略記する)

(三) W. u. G., S. 611.

(四) これについてはウェーバーの次の諸行論中に見られる。

I. W. u. G.: Erster Teil S. 122-158, Dritter Teil S. 611 f., 642-649, 650-778.

II. Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie,

4. Aufl. 1947, Bd. I S. 267-273.

III. Gesammelte Politische Schriften, S. 397 f.

W. Die drei reinen Typen der legitimen Herrschaft

(Posthume Veröffentlichung in „Preussische Jahrbücher“, Bd. 187, Heft 1, 1922, S. 1-12)——

その下に三つのタイプの上掲書(一〇六頁—一一〇頁)に附録として翻刻収録をせよとの事。

(甲) W. u. G., S. 12.

(乙) Ebenda S. 13; ferner zu vgl. S. 10, 20, 124, 153 f.,

516, 612, 677; Preuss. Jb., Bd. 187 S. 8/9.

(丙) Ebenda S. 16.

(丁) Ebenda S. 615; Weber, Gesammelte Aufsätze zur

Wissenschaftslehre, I. Aufl. 1622, S. 446.

(戊) W. u. G., S. 19 f.

(己) Ebenda S. 124.

(庚) Winckelmann, S. 36.

(辛) Zu vgl. W. u. G., S. 20, 124, 153 f., 517, 612,

677; Preuss. Jb., Bd. 187 S. 8/9.

かようにして、支配の妥當の基礎には「正當性」の信念が置かれるのであるが、これはウェーバーの支配社會學に於ては事實上の承認よりも内的承認 (innere Rechtfertigung) ⁽¹⁾として理解されねばならなかつた。つまりこれこそが實質的な妥當根拠を意味するのであつた。「支配の妥當はしかなる窮極的原理によつて支えらるゝものか」⁽¹⁾と云ふ根本的設問に應ずるものが、外ならぬ支配の内的承認としての正當性の究明なのである。「正當性」(legitim) とは「正當化の原理」(Prinzipien der Legitimation) ⁽²⁾に基つて承認される、と云ふことを意味する。かように理解された正當性の概念は、また同時に、個々の場合において何が「正當性」支配行爲と看做されるべきか、またその限界はどこに存するかを決定するため規程をなすものである。つまり正當性支配の妥當に對し、その内在的限界を劃定するのである。たとへばカリスマ主義においてすら、決して無制限的態度を全面的に認めるものではない。被支配者の一般の見解が

カリスマの無効を認め、またはカリスマ的資質者がその「使命」のもつ特殊の内容を犯していると判断するならば、その場合彼の行爲の正當性はここにその固有の限界點に達し、その「正當權を喪失する」ことになる。また傳統主義的類型にも同様に内在的限界が認められる。傳統の支配權力者が傳統によるその固有の限界を逸脱して、奔放なる恣意と恩寵を發揮するならば、もはや傳統的服從の保證は與えられず、支配者の統制に對する反抗が惹起されることになる。同様にして今日最も壓倒的に行われる依法的支配の合法性 (Legalität) にも内的な限界が存する。これに違反することはそれ自體非合理的にして非正當的である。(五)

さてイタリヤの歴史社會學者ググリーモ・フェレロもその遺稿において、正當性問題の重要性を喚起している。(六) フェレロによると、西歐において古來承認されかつ適用されてきた正當性の原理には、貴族主義・君主制の原理、世襲主義の原理、選舉の原理、民主制の原理の四

つが擧げられるが、これらはいずれも超越的價値を有するものではなく、つねに一定條件の下で妥當するにすぎない。(七) 「いかなる正當性の原理もそれ自體によつて、また自己の力によつてのみでは實現されない」。(八) したがつてフェレロもまた、支配形式の (規範的) 「理論的承認」と「下からの」つまり「權力の服從者」の側からする事實上の正當化とを區別する。「下からの正當化」とは「服從すべき人々の同意」のことを意味するのであつて、フェレロにあつても統治が「正當的」とされるのは、その行使する權力が、服從すべき人々の無條件に容認した原理や規則にしたがつて承認され行使されるときにほかならなかつた。(九) しかしながらここで事態を一層明らかにするために、「經驗的妥當」として理解された正當性とはウェーバーにおいていかなる意味を有するものであつたかをいま一度確認することが必要である。社會的に相當な程度、行爲が規範や秩序に事實上方向づけられるとき、この規範や秩序は經驗的に妥當する (empirisches

(Geltens) というが、こうした行爲の事實上の方向づけはかかる規範や秩序が行爲に對し拘束的、したがつて妥當すべきものと看做される場合に限つて、社會學の意味で規範や秩序を正當化する作用を有する。けだし、行爲者たちはそのとき同時に、かの秩序や規範に是認されたものとしての内的承認を與えるのであつて、それ故彼らの行爲は拘束性の表象、つまり正當性の信念によつて導かれるものだからである。「單に目的合理的動機からする

秩序への方向づけ」は、正當化の決定的契機すなわち價值志向的合理性とそれに立脚する正當性の信念を缺如してゐる。^(三)この場合、かかる秩序はなるほど經驗的妥當を有しはするが、しかし正當性妥當を有するとはいへな^(四)ス。ウェーバーはまた別の機會に支配の正當性妥當の意義を強調して次の點を指摘する。すなわち、いかなる支配といえども、しかも最上の組織をもつ支配でさえ、被支配者の内的同意を最小限でも得るのでなければ存續することは決してできない^(五)ということである。この點を再

び「經濟と社會」においても力説して、あらゆる眞の支配關係には「一定最小限の服從意欲」が含まれてゐると^(六)する。この關聯において、カール・シュミットが「偉大なる憲法起草者アベ・シェイエスの公式」——上からの權威、下からの信任——を指摘^(七)し、またフェレロが民主制においても君主制においても「權力は上から、正當性は下から」と定式化^(八)したことは肯綮に當るといえる。

一般に支配は——その種類に應じて——ある典型的な正當性の要求を立て、その「正當性」(威信)への信念を喚起し育成せんと努めるものであることは既に見た。ここで原理的に銘記さるべきことは、いかなる正當の支配、したがつてまたいかなる服從といえども、その基礎をなすものは支配者に對する信念、つまり「威信への信念」(Prestigeglaube)^(九)に外ならぬ^(一〇)ということである。いかなる支配にとつても、その正當性の基礎づけやその妥當の窮極的原理の問題は、決して「理論的または哲學的思辨の問題」^(一〇)ではない。むしろ被支配者の服從は、被支

配者のもつ正當性の信念による支配の正當性の承認にか

かつている。その結果、支配を行使する者と支配に服する者との間の關係、したがつてまた支配の構造は、正當性妥當の仕方によつて、まずその社會學的性格を與えられる。他方、支配の正當性妥當は、それが所有や既得權の正當性と密接な關係をもつという理由からしても、決して單に「觀念的」に止まらない意義を帯びるものである。(iii) かようにして規範的觀念的な妥當要請 (Geltensollens) と事實としての承認とは、相互に對立する。この點に關しては、フェネロのみならずまたフォン・ケンプスキイも (規範的) 正當性原理すなわち理性による權力の抽象的承認——一般國家學の理論に屬する——と、被統治者の側からする權力行使の疑いなき承認としての正當性ととの區別を認めて⁽ⁱⁱⁱ⁾いる。經驗的な社會的承認行為とその行為のもつ事實上の意味とのみが、經驗的正當性妥當の意味における正當化の力を有するに外ならない。そしてその類型化こそが (理解) 社會學の Sache なのであ

支配の正當性と合法性

る。

かくして支配の正當性は、それ自體決して無前提的無條件的妥當を要求しうるものではなく、そこに自づからなる限界の劃されていることは前述した通りである。一九三二年の秋カール・シュミットがその小著『合法性と正當性』を世に現し、ワイマール憲法に孕まれた内部的矛盾を剔抉して以來、疑いもなくワイマール立憲共和政體は著しく破壊されてしまつたといわれる。(iii) ともかく、カール・シュミットが今日の合法性概念、それに歸屬する議會主義的立法國家および第一次大戰前より發展し來つた法實證主義——これらから提起される問題全體を即對象的に正しく理解せんと努め、今日の合法性組織 (Legalitätssystem) には法律概念の根本的前提もまた特有のパトスも放棄されているが故に、それは結局無對象的・無關係的形式主義および機能主義に止まるものである、といつてゐるのは合法性の正當的限界をその核心において示唆してゐるものと云つてよ^(iv)い。すわぬ

一九五

る法實證主義の「形式主義」や、ワイマール憲法作成事業の實證主義的監修者たちに特徴的に認められる正當性問題の無視およびそこに見られる無定見——これらがさしずめ憲法作成事業の破壊と第一共和國の衰滅とを結果したものであるとして、フォン・ケンプスキイは非難しているのである。^(C15)

それ故民主制的政府や民主制的「立法者」は、その正當性の基礎が確立し正當性妥當の範疇が適用しえらるべきものであるとすれば、單に形式上「合法的」に行動する枠内で行動するだけでなく、民主制を第一に正當化する(實質的な)憲法の「諸前提」を尊重し、内容的に正當に行動しなければならぬ。ところで、民主制的秩序が正當性の信念によつて把握される實質的な正當性の原理に價值合理的に方向づけられている場合、支配形態としては正當の合理的支配の部類に加えられるべきである。

これに反し、客觀的な價值妥當の基礎に基づいて行われ

るのではない、單に形式的な民主制は、たとえそれがいかに形式上「合法的」なることを装うとも、ここに示される思惟方法の意味では決して正當の支配の形態を表わすものではない。したがつて、民主制における合理的「合法的」支配形態の正當性の問題にとつて決定的なことは、それおよびその「合法性」を規定するところの合理性が、いかなる種類のものであるか、つまり形式的なものであるか、實質的なものであるか、ということである。

いうまでもなく、民主制は人民のための人民による人民の統治として、何ら異怖を喚起する必要はないのであつて、むしろ民主制的地盤の上に立つ一切の共同體成員に衡平・安全および福利をもたらす必要をこそ有するのである。その最も美しき開花としては、正當化の至高の形式が生まれうる。すなわち「民主制の諸制度に對する大衆の愛着」^(C16)がそれである。これを要するに、單に形式的のみならず實質的合理性をもつ民主制は、均衡と「支

配の極少化^(二六)の原理の基礎の上に築かれるものである。

ところで、すべての正當性表象は「正當性を基礎づける」一定の原理や價值に還元されうるものであつて、これらを承認することからしてかかる表象が生まれてくるのである。したがつて、かかる價值つまり正當性原理に關し、人民全體の間に「内面的精神的統一」が成立するならば、當然この統一のうちに經驗上すでに正當性は認(Legitimierung)が存することとなる(consensus omnium)。それを缺き、また政治のメウラが協働の場に代る戦ふの場と化するならば、その場合取りも直さず民主制の可能は涸渇し、「かくて權力がひとり跋扈するのみである」對立(Opposition)とすることは民主制の正當性を強めこそすれ、それを弱めんとするものであつてはならぬのである。

(一) Weber, Gesammelte Politische Schriften, S. 398; Preuss. Jb., Bd. 187 S. 1.

(二) W.u. G., S. 611.

支配の正當性と合法律性

(三) W. u. G., S. 611. 法社會學においてウェーバーは次のようにいう。「その機能においてとくに個別された、したがつて無制限的な家内權力[*patria potestas*]とは異なつた權力、つまり *imperium*」が生ずる場合には、——われわれはこういおうと思うが——實際原理上は、「正當的」命令とこれを「正當化する」規範との區別が既に考えられているように思われる。というのは、聖化された傳統とかまたは具體的なカリスマ的資格とかが、實際その場合、個々の命令に没主觀的正當性を、もしくは人格的正當性を、それ故またそれらの「權能」に限界を賦與するからである。」(W. u. G., S. 405)

(四) Winckmann, S. 39 ff.

(五) ウェーバーは (W. u. G., S. 394) で「傳統的な」合法的な「正當性の内的限界」について論じ、(ebenda S. 754) で「カリスマの「内的限定および限界」について語り、(S. 15 Erl. 3) で「價值合理的拘束」に觸れ、(S. 158 § 15; vgl. S. 125 § 3) で「法規拘束性」を述べ、また (S. 20 Erl. 6; S. 138; S. 158 § 15; vgl. S. 130/131 § 6) で「傳統拘束性」による支配の限定について論及する。カリスマ保持者の正當性の危殆は、その證しの限界に始まる (S. 140)。權力行使の

傳統的限界 (S. 130) に対する違反は、傳統的支配妥當を脅かす。成文法的合法性の範圍は、正當の指令權および命令權の合理的劃定を規定する。すなわちこうしたこととは、本来の家父長的家權力 (patria potesta) の「原理的な無制限性」(S. 130) とは完全な齟齬があるからである。

(六) Guglielmo Ferrero, *Macht, Mensch und Gesellschaft* (herausgegeben von Konrad Farnet) Bd. III, Bern 1944.

(十) Ebenda S. 49.

(八) Ebenda S. 265.

(九) Ebenda S. 263, 264, 267/68.

(一〇) A. a. O. S. 268.

(一一) Ebenda S. 266, 268.

(一二) Ebenda S. 213 ff., speziell S. 215/16. ここで述べられているのは正當性原理に對する權力側をよび服従者側の兩者の態度をかんがへていふ。統治の正當性に關する四つの状態を歴史社會學的に規定しようとする。すなわち、正當性 (Legitimität) のある状態とこの準備段階たる前正當性 (Vorlegitimität) の状態とをよび非正當性 (illegitime) 統治と準正當性

(quasilegitime) 統治とをよび得る (Ebenda S. 220, 293 ff., 331 ff.)。

(一三) W. u. G., S. 16 (§ 5 Erl. 2)。

(一四) Winckelmann, S. 48.

(一五) Z. B. Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, S. 158.

(一六) W. u. G., S. 122.

(一七) Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität*, S. 94.

(一八) Ferrero, *Macht*, S. 267/268.

(一九) W. u. G., S. 153.

(二〇) Ebenda S. 611.

(二一) Vgl. ebenda S. 123, 147, 148, 155, 299, 647/48, 763.

(二二) Jürgen v. Kemptski, *Macht und Legitimität*, in *Merkur*, I. Jg. Heft 6 (1948) S. 920-924 (gebort von Winckelmann, S. 52) など。ここで一時的に「合法的」正當性問題のこゝろには「發見者」として自負したと云ふことは到底信じてゐるべきではない。事實として「合法的」正當性問題を示す言葉を「合法的」として用ひてゐる。それによつて vgl. Ferrero, *Macht*, S. 425/426

またフォン・ケンプスキイのいうように、理論的な正當性原理と権力服従者の側からの正當性の「承認」との間の區別は、フェレンロにより創めて認められたものであり、まづたく彼の「發見」にかかるとのである、という信念もまた支持し難いものと思われれるとして、ザインケルマンは非難してゐるのであるが、この非難は至極當然のことといわねばなるまい。けれど、史上幾世紀にも亘つて、皇帝戴冠、自然法、*auctoritas* または *souveraineté* について拂われた諸般の努力を考慮してみることがよく、たとへば *patria potestas* と *ローマの imperium* のもつ正當力、教長、皇帝および諸國王、教會公會議、對立皇帝および對立王等々との關係におけるローマ主教の正當性の基礎、專制君主論や反抗論——これらは全中世を通じて論議の焦點をなしてきたのである。また近くは、一七七六年のアメリカ獨立宣言および一七八九年のフランスの人權宣言、次いでウィーン會議において佛外相タレーランの唱導した正統主義等々は史上餘りにも有名である。また規範とか原理とかの觀念的な妥當要諦と經驗的な妥當とを明確に區別し、これに基づいてドグマテイツシユな法學と經驗的社會學との間に存する思考方法上の異律性 (*Heteronomie*) を認め、これを經驗的社會學の科

學的定立のために適用したのは、むしろマックス・ウェーバーの獨創的功績であるところさうべきであらう。その故に、かの「純粹型」も國法理論の單なる斷片ではないのであつて、正に「理解科學としての經驗的な法社會學および國家社會學の本質的部分であり、シュタムラーの誤つた公式化に對する毅然たる論戰の結果獲得されたものである。理解さるべきものは、権力服従者のもつ心性であり、かくしてはじめて事實上の「支配」が彼らの行爲の結果として理解せざるべからぬ (Winckelmann, S. 52 f.)。

(二三) Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität*, 1932.
Z. B. Winckelmann, S. 51/52.

(二四) C. Schmitt, a. a. O. S. 14.

(二五) Vgl. Winckelmann, S. 51.

(二六) Winckelmann, S. 50/51. ウェーバーの支配社會學には原理上二つの對極があり、被支配者の信類や正當性への信念もこれに結びつてゐる。すなわち人格と制度がそれであつて、純粹(豫言者的・デマゴギーキツシユな)カリスマ主義および傳統主義は本質上人格主義的の性格をもち、官職カリスマ主義および合理的法規支配は本質上非人格的・制度的の性格をもつ。

この點に關聯してフェレロが、民主制が君主制のように愛されえないのは、それが「より抽象的で非人格的統治形式」だからである、といつてゐるのは興味深い。つまり、彼によれば、王朝はその最上層に王、女王、王子および王女、つまり血の通つた存在 (lebende Wesen) を有し、大衆はこれに殆んど嬰兒のごとき無邪氣な愛着をもつて縋りつきうるのであるが、これに反し民主制はつねに、その諸制度なかならず議會——法律を制定し、政府を組織し、その政策を討議する議會によつて代表される。しかしながら、大衆は議會に對し決して子供のような愛着を感じえない。いかなる國家といえども、その全國民を一種の愛着によつて獲得しえないならば、完全には正當的たりえない。しかもこの愛着たるや、愛または尊敬によつてのみ生まれるものである。それ故に、對立(反對)が選舉手續と同様、相互の誠實や誠意において行われるのでなければ、民主制の正當性は弱化する。つまりあくまでも反對でこそあれ、敵對であつてはならぬ (fair play の精神) といふのである (Ferrero, Macht, S. 273-280)。

(117) Weber, W. u. G., S. 157, 163, 169, 608, 664, 667, 676.

(118) v. Kempiski, a. a. O. S. 923. (vgl. Winckelmann, S. 55)

(119) Ferrero, Macht, S. 278.

三

今日の大衆民主制においては、單に形式上合法的な支配が極めて鋭く問題とされることを、彼ウエーバーは身をもつて痛感し、その結果、彼は純粹類型論の基本的抽象論から進んで當代の政治的現象界の具體的分析へと、その冷徹なる筆鋒を加えていつた。合理的社會構造と支配形式の問題は、彼にとつては政治的にもまた科學的にも、正に彼のレーベンの問題そのものだつたのである。

本來統一的な價值秩序をもつた共同體がやがて機能の分化を來し、さまざまの集團や階層の有する利害や考え方の分離が増大するに伴ひ、法そのものの専門的合理化的發展が助長され、政治團體のアンシタルト的性格の發達が促進された¹⁾。かくて法律家の仕事の新たな開始

を見る。すなわち、かかる分離的な利害や考え方を相互に結合する統一的な法秩序や支配秩序を、「全國家市民に對し」^(六)可及的に自己矛盾の無い一般の拘束的法規（つまり *in abstracto* なそれ）を通して創出するという任務である。こうした不可避的な誘因による形式主義的法律合理主義が（形式的意味において）「合法的な支配類型」^(七)を生み出したのであり、かようにして内容的に正當化された規範の妥當の價值拘束の尊嚴から目的合理的すなわち「價值無信仰的」^(四)に制定された形式的規則へ、權利仲間の受託者・代理者からその支配者へ、また共同體

の正しき法秩序の告示から價值や眞理に對し絶對的の意味で無關心的・中立的・形式的合法主義へと變容したのである。こうした價值合理的規範の實質的合法性から目的合理的法律的形式の合法性への推移という功利主義的平均化の過程を通して、ここに正當性妥當の問題が新たな意識の平面に上らされるわけである。つまり價值合理性の枠内で目的指定を行うことが絶えるにつれて、（本來

價值合理的妥當根據に基づく）「支配の正當性は、まつたく目的的に案出された、一般的な、形式上公正に制定され發布された規則の（單なる）合法性へ」と變質されたのである（形式的合法性）^(七)。

しかしながら、形式的抽象的規範が正當的たりうるのは、その目的設定が價值合理的限定に基づき、その内部で行われるかぎりにおいてであることは既に再三言及したところである。したがつて、そこにはつねに妥當根據の問題、つまり秩序、法規、支配の正當性の問題が存する。

さて、ここでシュミットによつてウェーバーに對し加えられた原理的ともいふべき批判を一見することは、「合法性」概念と「正當性」概念との關聯を確實に認識する上において有効であろう。ウェーバーは正當性の特殊な形態および妥當様式として「合法的支配」の類型を展開したのであるが、これに對しシュミットは、合法性それ自體が正當性を必要とするものであるし、またウェーバー

一にあつては、不正に對する合法性も正當性と同一の平面に並置されることにならう。その場合、「正當性と合法性は正當性という共通の概念に還元されるが、しかし他方、合法性は正當性に對し正にその對立物たることを意味するものなのである」と、かように反論を加えるのである。^(八)しかしながら、この批判的言辭はウェーバーにおける合法性概念に結びついてゐる根本的意味を誤解している。ウェーバーの概念的説明によれば、「合法性の類型」は正當的支配の特種の（合理的・依法的）類型として特徴づけられてゐる。「今日最も廣く知られてゐる正當性の形式は合法性への信念である」といひ、また「正當なものとして妥當しうる」と^(九)いうのも、ウェーバーの意味と用語法においては、觀察者・認識者自身の立場から理解されるべきものではなく、今日習慣的に行われてゐる考え方にしたがえば、被支配者の側からかかるものとして看做される（秩序に正當性が歸せられる）という經驗的可能性が類型的に成立する、ということ在意

味するに外ならない。つまりかかる表現は經驗的社會學の枠内で理解されるべきであるということ、またこの關聯において彼にとりつねに問題となるのは、經驗的妥當表象、それ故「下からの」正當化であるということ、したがつて「合法性の信念」とは一定の政治的共同體内部で事實上認められるべき「正當性の表象」を意味するのであるということ、これらの點が看過されてはならないのである。ところが、シュミットにあつては、合法性の概念はある意味では正當性に對立するものであり、正當性の形式としては排拒され、結局のところ憲制的（制度的）に理解されねばならず、單に形式的法規的（立法國家的）妥當條件にすぎないとされる。したがつて、これを正當性の概念とは異つた平面に置いて考察するのであるが、これに反しウェーバーにあつては、合法性の概念は眞正正銘の正當化の形式とされるのである。

それはともかく、シュミットの合法性概念に關する批判は、そこに見出される個々の問題性を鋭く分析してゐ

る點ですぐれたものであつて、支配の正當化の原理としての正當性と合法性に關するウェーバーの理解も、シュミットのこの批判を既に潜在的に内包しており、かつ思想上の前提となしているといふべきである。

そこでウェーバーの原理的理解にしたがえば、彼において「合法的支配」という概念は、合理的な、しかも價値合理的の志向をもつ法規の支配に關するものであり、その變態的形式においてはじめて、威嚴を缺いた價值中立的な純目的、合理的形式的合法性支配に變質されたものなのである。

かようにして「價值合理的に制約された」實質的、合法性概念とともに、これとは完全に異つた形式的、合法性概念が現われる。ここに「合法的支配」の概念の二重の意味が明らかにされることになる。すなわち、一つには實質的な秩序の概念に基礎を置くところの、主として法規による合理的支配である。合理的支配權力に對する正當性の信念には、次のごとき表象が内包されている。

支配の正當性と合法性

すなわち、立法機關としての合理的正當的支配は、そこに内在する價值合理性としての特種な *ratio* によつて、専ら正當的法規のみ授與するものである、という表象がそれである。しかしながら、支配秩序のこうした實質的、合理化は形式的、合理化へと重要な變容を來するのであつて、後者の形式における合理的支配類型は、立法・行政・司法に關し單なる形式的、合法主義が行われる。すなわち、純目的合理的法規や立法・行政・司法における目的的に案出された形式的、一般的諸規則による處置が行われ、またこうした諸規則により承認された合理的目的利害そのものの支配、これが第二の意味における合法的支配である。かかる構造にあつては、合理的に「法規化された規則」は價值合理的規範拘束性を脱したものであつて、この一般的規則に基づき、かつこれによつて規定された權限の範圍内で行われる指圖や指令の「形式的合法性」が支配する。「立法權」には内容的な任意性や無拘束性が嚴存し、立法的に必要な多數意志の意向にしたが

いささすれば、いつでも法規そのものを改變することが可能とされる。法は「その時々々に妥當する」ところのものとなり、つねに目的合理的に改訂されるべき——それ故、そこにはいかなる内容的神聖さをも缺きうる——技術的装置 (Apparat) と看做される。

そこで、概念の明確化のために、ヴァインケルマンが体系的に概括しているところをここで援用するならば、正當性 (Legitimität) とは或る秩序や支配の (實質的な) 妥當根據 (Geltungsrund) に關し、合法性 (Legalität) とは (形式的) 妥當様式 (Geltungsweise) に關する概念である⁽¹¹⁾。また正當性は或る秩序または支配の內的是認としての妥當基礎を、したがつてその秩序または支配の *Rechtsmassigkeit* を意味するのに對し、合法性は形式的意味における *Gesetzesmassigkeit* として把握されるべきである。しかしながら正當性の實質的な妥當原理が *Gesetzesmassigkeit* の規矩を興える限り、合法性概念は正當性の一つの現象形態、すなわち價值に制約された合

理的・依法的正當性のことを指稱するものである。この意味における合法性はまつたく派生的な概念である。つまりある真正な正當性源泉から導き出されたものである。かくて、合法性は立法國家的に組織された共同體における、まつたく立法技術的な妥當條件だと看做され、「立法者」の制度的機能に關する概念である。このように正當性と合法性は概念的には區別して把握されるにも拘らず、ウェーバーの理解社會學によれば、實質的合法性と形式的合法性との合法性概念の二重的意味が、合法性なる統一的概念の下に包攝されるのは、思うに經驗科學としてのウェーバーの社會學にとつては、「異つた、かつ相互に矛盾しさえする諸秩序がいずれも同時に妥當する」ということを認めることは決して困難なことではな⁽¹²⁾いからである。理解社會學の觀點からすれば、形式的な合理的法規支配と實質的な合理的法規支配とが同一の經驗的な正當性の範疇、つまりウェーバーによつて特徴づけられた「合法性」の下に含められるとしても、

何ら矛盾することではなく、むしろ論理整合的な結果であると言えよう。けだし問題なのは、客観的に妥當する公理的内容ではなく、經驗的事實的な承認だからである。

そこで、カール・シュミットにおいて國家學のおよび憲法理論的平面においてなされた支配の *Gesetzmassigekeit* としての合法性の思维的分析は、マックス・ウェーバーによつて行われた支配の合法性の社會學的解明と同一の論理構造を示すものである、といつても決して驚くには當るまい。

この間、誤解はただ次の點から生ずる。すなわち、ウェーバーの經驗的社會學は對象に對する價值判斷を排除し、これを即對象的・液價值的に取扱うというその性格からして、虚構的な正當性表象と客観的に妥當する正當性表象とを區別しえない、したがつて眞の意味では「虚偽の」(誤つた)意識でさえ、彼の經驗的概念においてはともに取擧げねばならないのである、ということであ

(113)

これを要するに正當性と合法性に關して、「規範的」ということの意味、「價值合理的」ということの意味、およびそれらの相互關係はほゞ次のように説明を加えることができよう。客観的に妥當するまたは正しい規範とか、その規範の妥當なしいし正しい意味、あるいはそれから導かれる妥當な判斷とかいふものは、規範からの演繹によつて與えられかつ確認される。ところがこれに對し、事實上の社會的行動の經驗的に確立される意味方向は、行爲者がその行爲を、規範ないし價値の表象に事實上方向づけているその程度において、價值合理的であるということになる。つまり(主觀的な)價値の表象によつて制約された態度のあり方が、價值合理的といわれるものである。したがつて「價值合理的」とは理解社會學的概念の意味の範疇に屬する。一言にしていえば、「規範的」思考方式は客観的判斷に留意し、理解的考察方法は主觀的、確信に注目するのである。(114)

- (I) W. u. G., S. 395.
- (II) Weber, Ges. Aufs. z. Rel. Soz., Bd. I S. 272.
- (III) Ebenda S. 272.
- (IV) W. u. G., S. 15.
- (V) 上の概念の適用は vgl. W. u. G., S. 23.
- (VI) Weber, Ges. Aufs. z. Rel. Soz., Bd. I S. 272 f.
- (VII) W. u. G., 124, 157; zu vgl. S. 507, Preuss. Jb., Bd. 187 S. 9.

(八) Carl Schmitt, Legalität und Legitimität, S. 14.

(九) W. u. G., S. 19.

(一〇) A. a. O. S. 19.

(一一) Winckelmann, S. 92. 上のことは「カリスマ」表象や信念的前提の主観的直観形式による（理解的經驗的）表現と、構造聯關の客観的（制度論的）妥當の面での認識との關係を比較される。

(一二) W. u. G., S. 16.

(一三) かかる方法論上の問題は、從來盛んに論争されかつ研究されてきており、その大要については周知のことなので、ここでは説明を施す必要はない。詳しくは Weber, Gesam-

mele Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 2. Aufl. 1951, S. 517 ff. を参照。本文で述べたことは何も「合法性」の社會學的觀念でいつのみ妥當するものではなく、たとえば「カリスマ」の社會學的範疇についても等しく妥當する。すなわち、理解社會學は「カリスマ」という表現をまったく没價値的意味で使用する。縮補に類するシャヤンの忘我狀態、勇猛戰士 (Berserker) の狂暴な發作、いかさま演說者の奇蹟や啓示、および街頭の英雄の煽動者の素質も、メリクレンマン、イエスマン、ナポレオンといった人物のもつ資質と原理上はまったく同様の「カリスマ」でありうる。當該資質がある倫理的、美的ないしその他の規範的觀點から見れば、「客観的で」いかほど正しく評價されるべきかというものは、理解社會學にとっては概念上どうでもいふことである。問題は、こうした資質がカリスマ的被支配者、歸依者によつて事實上どれほど評價されるか、とどうことである (zu vgl. W. u. G., S. 140; Preuss. Jb., Bd. 187 S. 8.)。

(一四) Winckelmann, S. 100.

今日議會主義的民主制の危機が叫ばれるのであるが、これも結局のところ、誤つて理解しかつ利用された「合

「法性」概念の演ずるカタストロフ的役割に基因する。すなわち、かかる合法性概念は議會主義的民主制を誤つた中立イデオロギーに誘導し、憲法上の規定に従つた立法の機能方式（手續）が維持されさえすれば、すべては「合法的」たりうる、という危険な表象に誘惑する。その結果、憲法、自由および人道の破壊者をして「合法的に」權力を伸張せしめ、かようにして獲得された權力は彼をして甚だしき不法をすら「合法化」すべく、欺瞞的に指示された合法性の語法を悪用するを可能ならしめるものである。こうした事情を熟慮するならば、合法性の情況とこれを表現する「合法性」の概念の分析は、たとえ多少の晦澁と困難を伴うにもせよ、決して無益な思维的遊戯でないことが明らかとなるであらう。

—一九五四・一〇—